

保 存 期 間 3 年  
事 務 連 絡  
平成 22 年 12 月 17 日

地方入国管理局  
地方入国管理局支局  
入国・在留審査担当首席審査官 殿

法務省入国管理局入国在留課  
補佐官 近江 愛子

入院目的で相当期間本邦に在留を予定する外国人患者等に係る入国・在留審査における留意点について

入院目的で相当期間本邦に在留を予定する外国人患者等に係る入国・在留審査については、本日（平成 22 年 12 月 17 日）付け法務省管第 5645 号により、入国・在留審査要領の一部改正につき通達されたところですが、その留意事項を下記のとおり連絡します。

なお、外務省においては、新たに査証区分として「医療滞在査証」を設け、明年 1 月中には在外公館で当該査証区分による査証の発給を開始する予定であります。当該査証区分においては、下記 1 及び 2 のとおり在留資格「特定活動」及び「短期滞在」が付与されることとなりますので、その取扱いについても申し添えます。

#### 記

1 本邦の医療機関に入院することを目的とし、かつ、相当期間の滞在が予定されている者及びその付添人（特定活動告示 25 号（外国人患者）及び同 26 号（付添人））について

(1) 所持する査証

医療滞在（6 月，1 年） (M) FOR MEDICAL STAY

1 回限り

(注) 外務省は査証事務処理規則を改正し、査証区分「医療滞在」を新設予定である。当該査証は査証区分「医療滞在」、在留資格「特定活動」となる。

(2) 決定する在留資格

ア 特定活動告示 25 号（外国人患者）

① 在留資格及び在留期間

特定活動 6 月又は 1 年

② 入国・在留目的コード

2757 医療滞在（患者・特定活動）

③ 指定する活動

「本邦に相当期間滞在して、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動及び当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続して医療を受ける活動」

イ 特定活動26号（付添人）

① 在留資格及び在留期間

特定活動 6月又は1年

② 入国・在留目的コード

2758 医療滞在（同伴者・特定活動）

③ 指定する活動

「平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件）第二十五号に掲げる活動を行う次の者の日常生活上の世話をする活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

国籍 ○○○○

氏名 ○○○○○○○○○

生年月日 ○○○○○○○○○」

2 本邦の医療機関において医療を受けることを目的とし、滞在予定が90日を超えない者及びその付添人について

(1) 所持する査証

医療滞在（15日、30日、90日） (M) FOR MEDICAL STAY

必要に応じ数次

(注) 上記1(1)(注)のとおり、「医療滞在査証」が発給される  
ところ、90日以内の期間が決定されている者に対しては、当該査証  
は査証区分「医療滞在」、在留資格「短期滞在」となる。

(2) 決定する在留資格

ア 外国人患者

① 在留資格及び在留期間

短期滞在 15日、30日、90日

② 入国・在留目的コード

2217 医療滞在（患者）

イ 付添人

① 在留資格及び在留期間

短期滞在 15日、30日、90日

② 入国・在留目的コード

2218 医療滞在（同伴者）

### 3 入国・在留審査に係る申請書等

#### (1) 在留資格認定証明書交付申請

上記1に係る在留資格認定証明書交付申請においては、申請人等作成用1, 2 (U), 3 (U)の提出を求め、所属機関等作成用の申請書は提出を求めない。

なお、申請人等作成用1における「11 入国目的」及び申請人等作成用2 (U)における「21 活動内容」においては「その他」にチェックを行うよう申請人等に案内する。

#### (2) 在留期間更新許可申請

ア 上記1に係る在留期間更新許可申請においては、申請人等作成用1, 2 (U), 3 (U)の提出を求め、所属機関等作成用の申請書は提出を求めない。

なお、申請人等作成用2 (U)における「17 活動内容」においては「その他」にチェックを行うよう申請人等に案内する。

イ 上記2に係る在留期間更新許可申請においては、申請人等作成用1, 2 (H)の提出を求める。

なお、申請人等作成用2 (H)における「17 活動内容」においては「その他」にチェックを行い、括弧内に「医療滞在(患者)」又は「医療滞在(付添人)」と記載するよう申請人等に案内する。

#### (3) 患者と付添人の在留資格・在留期限との関係

上記1の在留資格「特定活動」において、付添人の在留資格・在留期間は必ずしも患者と同じである必要はなく、付添人の滞在期間が90日を超えない場合には、在留資格「短期滞在」を付与する。

#### 添付物

入院目的で長期間本邦に在留を予定する外国人患者に対する指定書	1部
入院目的で長期間本邦に在留を予定する外国人患者の付添人に対する指定書	1部

指 定 書  
DESIGNATION

氏名  
Name

国籍  
Nationality

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。  
According to the regulation stipulated in the low column of Annexed Table 1-5 of the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act, the above-mentioned person is permitted to engage in the activities designated as follows,

本邦に相当期間滞在して、病院又は診療所に入  
院し疾病又は傷害について医療を受ける活動及び  
当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続  
して医療を受ける活動

日 本 国 法 務 大 臣  
MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

指 定 書  
DESIGNATION

氏名  
Name

国籍  
Nationality

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。  
According to the regulation stipulated in the low column of Annexed Table 1-5 of the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act, the above-mentioned person is permitted to engage in the activities designated as follows,

本邦に相当期間滞在して、病院又は診療所に入  
院し疾病又は傷害について医療を受ける活動及び  
当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続  
して医療を受ける活動

日 本 国 法 務 大 臣  
MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

指 定 書  
DESIGNATION

氏名  
Name

国籍  
Nationality

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。  
According to the regulation stipulated in the low column of Annexed Table 1-5 of the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act, the above-mentioned person is permitted to engage in the activities designated as follows,

本邦に相当期間滞在して、病院又は診療所に入  
院し疾病又は傷害について医療を受ける活動及び  
当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続  
して医療を受ける活動

日 本 国 法 務 大 臣  
MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

指 定 書  
DESIGNATION

氏名  
Name

国籍  
Nationality

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。  
According to the regulation stipulated in the low column of Annexed Table 1-5 of the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act, the above-mentioned person is permitted to engage in the activities designated as follows,

本邦に相当期間滞在して、病院又は診療所に入  
院し疾病又は傷害について医療を受ける活動及び  
当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続  
して医療を受ける活動

日 本 国 法 務 大 臣  
MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

指 定 書  
DESIGNATION

氏名  
Name

国籍  
Nationality

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。  
According to the regulation stipulated in the low column of Annexed Table 1-5 of the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act, the above-mentioned person is permitted to engage in the activities designated as follows,

平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件）第二十五号に掲げる活動を行う次の者の日常生活上の世話をする活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

国 籍 ○○○○  
氏 名 ○○○○○○○○○  
生 年 月 日 ○○○○○○○○○

日 本 国 法 務 大 臣  
MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

指 定 書  
DESIGNATION

氏名  
Name

国籍  
Nationality

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。  
According to the regulation stipulated in the low column of Annexed Table 1-5 of the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act, the above-mentioned person is permitted to engage in the activities designated as follows,

平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件）第二十五号に掲げる活動を行う次の者の日常生活上の世話をする活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

国 籍 ○○○○  
氏 名 ○○○○○○○○○  
生 年 月 日 ○○○○○○○○○

日 本 国 法 務 大 臣  
MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

指 定 書  
DESIGNATION

氏名  
Name

国籍  
Nationality

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。  
According to the regulation stipulated in the low column of Annexed Table 1-5 of the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act, the above-mentioned person is permitted to engage in the activities designated as follows,

平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件）第二十五号に掲げる活動を行う次の者の日常生活上の世話をする活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

国 籍 ○○○○  
氏 名 ○○○○○○○○○  
生 年 月 日 ○○○○○○○○○

日 本 国 法 務 大 臣  
MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

指 定 書  
DESIGNATION

氏名  
Name

国籍  
Nationality

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。  
According to the regulation stipulated in the low column of Annexed Table 1-5 of the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act, the above-mentioned person is permitted to engage in the activities designated as follows,

平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件）第二十五号に掲げる活動を行う次の者の日常生活上の世話をする活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

国 籍 ○○○○  
氏 名 ○○○○○○○○○  
生 年 月 日 ○○○○○○○○○

日 本 国 法 務 大 臣  
MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

保存期間 10年

法務省管在第5645号

平成22年12月17日

地方入国管理局長 殿

地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局長 田内正宏

(公印省略)

「入国・在留審査要領」の一部改正について（通達）

平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」において、国際医療交流を促進するため、いわゆる「医療滞在ビザ」を設置し、査証・在留資格の取扱いを明確化して渡航回数、期限等を弾力化することとされました。これを受け、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件（平成22年法務省告示第131号）を改正し、本告示は平成23年1月1日から施行されることから、入国・在留審査要領第3分冊第9編、第10編、第12編の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、通達します。

おって、管下出張所長に対しては、貴職から通知願います。

別紙

入国・在留審査要領（新旧対照表）第9編、第10編、第12編（改正部分のみ）

各1部

本信写し送付先

入国者収容所長

改正後		改正前											
<b>第9編 入国事前審査</b>		<b>第9編 入国事前審査</b>											
<b>第2章 在留資格認定証明書事務</b>		<b>第2章 在留資格認定証明書事務</b>											
<b>第1節 申請の受理</b>		<b>第1節 申請の受理</b>											
<p><b>第1 受理庁</b>                      在留資格認定証明書の交付申請の受理に関する事務は、次の場所を管轄又は分担する方局等及び出張所において行う。</p> <p>(注) 管轄又は分担区域外の申請であっても、申請人の住所地在を管轄する地方局等又は張所への交通が著しく不便である場合は、当該申請を受理することができる。</p> <p>1 管轄又は分担区域の基準となる場所                      (1) 本邦に上陸しようとする外国人(以下「申請本人」という。)が申請する場合                      申請本人の住所地                      (2) 代理人が申請する場合                      次の表の「代理人」に対応する「場所」の項に掲げる所在地等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">在留資格</th> <th style="width: 50%;">代理人</th> <th style="width: 25%;">場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「外交」「公用」～「家族滞在」</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	在留資格	代理人	場所	「外交」「公用」～「家族滞在」	(省略)	(省略)	<p><b>第1 受理庁</b>                      在留資格認定証明書の交付申請の受理に関する事務は、次の場所を管轄又は分担する方局等及び出張所において行う。</p> <p>(注) 管轄又は分担区域外の申請であっても、申請人の住所地在を管轄する地方局等又は張所への交通が著しく不便である場合は、当該申請を受理することができる。</p> <p>1 管轄又は分担区域の基準となる場所                      (1) 本邦に上陸しようとする外国人(以下「申請本人」という。)が申請する場合                      申請本人の住所地                      (2) 代理人が申請する場合                      次の表の「代理人」に対応する「場所」の項に掲げる所在地等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">在留資格</th> <th style="width: 50%;">代理人</th> <th style="width: 25%;">場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「外交」「公用」～「家族滞在」</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	在留資格	代理人	場所	「外交」「公用」～「家族滞在」	(省略)	(省略)
在留資格	代理人	場所											
「外交」「公用」～「家族滞在」	(省略)	(省略)											
在留資格	代理人	場所											
「外交」「公用」～「家族滞在」	(省略)	(省略)											

「特定活動」	<p>イ～ハ（省略）</p> <p>二 ①在日大使館・公使館・領事館若しくは国際機関の職員，②申請本人と契約を締結している本邦の公私の機関の職員，③申請本人と契約を締結している機関の本邦にある事業所（事務所）の職員，④申請本人を雇用する者，⑤申請本人が入院する本邦の病院若しくは診療所の職員，⑥本邦に居住する申請本人の親族，⑦告示25号に該当する活動を行おうとする者が入院する本邦の病院若しくは診療所の職員，⑧本邦に居住する告示25号に該当する活動を行おうとする者の親族，又は⑨告示25号に該当する活動を行おうとする者</p>	<p>①～③は当該機関の所在地，④は当該雇用者の住所地，⑤，⑦，⑨は当該病院若しくは診療所の所在地，⑥及び⑧は当該親族の住所地</p>
「特定活動」	<p>イ～ハ（省略）</p> <p>二 ①在日大使館・公使館・領事館若しくは国際機関の職員，②申請本人と契約を締結している本邦の公私の機関の職員，③申請本人と契約を締結している機関の本邦にある事業所（事務所）の職員申請，又は④本人を雇用する者</p>	<p>①～③は当該機関の所在地，④は当該雇用者の住所地</p>

(3) 取次申請の場合の管轄区域及び分担区域は，第2編「申請取次ぎ等」に定めるところによる。

(3) 取次申請の場合の管轄区域及び分担区域は，第2編「申請取次ぎ等」に定めるところによる。

2 (省略)

第2 申請 (省略)

2 (省略)

第2 申請 (省略)

改正後	改正前
<p><b>第10編 在留審査</b></p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第2節 申請の受理</b></p> <p><b>第1 受理庁 (省略)</b></p> <p><b>第2 申請</b></p> <p>1 申請人の出頭</p> <p>申請は、2又は3に該当する場合を除き、申請人本人が 地方局等又は出張所に出頭して行う。</p> <p>2 代理申請 (法定代理人によるものも含む。)</p> <p>代理申請のできる代理人は、次のとおりである。なお、 代理人によって申請が行われた場合は取次申請の場合 は、旅券上の証印等から申請人本人が本邦に在留中である ことを確認する。</p> <p>(1) 在留資格の変更、在留期間の更新、在留資格の取得 (在 留資格の取得による永住許可の申請を含む。)、再入国の 許可申請若しくは永住許可の申請又は申請内容の変更申 出</p> <p>ア 当該外国人が16歳に満たない者又は精神上的の障害 により事理を弁識する能力を欠く常況にある者若しく はその能力が著しく不十分な者である場合における当 該外国人の法定代理人。</p>	<p><b>第10編 在留審査</b></p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第2節 申請の受理</b></p> <p><b>第1 受理庁 (省略)</b></p> <p><b>第2 申請</b></p> <p>1 申請人の出頭</p> <p>申請は、2又は3に該当する場合を除き、申請人本人が 地方局等又は出張所に出頭して行う。</p> <p>2 代理申請 (法定代理人によるものも含む。)</p> <p>代理申請のできる代理人は、次のとおりである。なお、 代理人によって申請が行われた場合は取次申請の場合 は、旅券上の証印等から申請人本人が本邦に在留中である ことを確認する。</p> <p>(1) 在留資格の変更、在留期間の更新、在留資格の取得 (在 留資格の取得による永住許可の申請を含む。)、再入国の 許可申請若しくは永住許可の申請又は申請内容の変更申 出</p> <p>ア 当該外国人が16歳に満たない者又は精神上的の障害 により事理を弁識する能力を欠く常況にある者若しく はその能力が著しく不十分な者である場合における当 該外国人の法定代理人。</p>

イ 当該外国人が疾病その他の事由により自ら出頭することができない場合は、当該外国人の親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方局長が適当と認めるもの。

(注) 在留資格「特定活動」について、告示 26 号に該当する者は、「これに準ずる者」として告示 25 号に該当する者に代わって申請を行うことができる。

ウ 地方局長又は出張所の長は、申請を行う代理人がい  
ない場合で、外国人本人が、矯正施設等に収容されて  
いる、監護等を受けるため地方公共団体の施設に入所  
している等の理由により出頭できないときは、これら  
の施設の職員の出頭により申請を行うことを認めるこ  
とができる。

(2) 資格外活動の許可及び就労資格証明書の交付申請

上記(1)アの法定代理人のみ。

3 取次申請等(省略)

イ 当該外国人が疾病その他の事由により自ら出頭することができない場合は、当該外国人の親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方局長が適当と認めるもの。

ウ 地方局長又は出張所の長は、申請を行う代理人がい  
ない場合で、外国人本人が、矯正施設等に収容されて  
いる、監護等を受けるため地方公共団体の施設に入所  
している等の理由により出頭できないときは、これら  
の施設の職員の出頭により申請を行うことを認めるこ  
とができる。

(2) 資格外活動の許可及び就労資格証明書の交付申請

上記(1)アの法定代理人のみ。

3 取次申請等(省略)

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p><b>第10編 在留審査</b></p> <p><b>第2章 資格外活動の許可</b></p> <p><b>第2節 審査</b></p> <p><b>第1 一般原則 (省略)</b></p> <p><b>第2 特則</b></p> <p>次に該当する者の申請については、それぞれに定めるところによる。</p> <p>1～6 (省略)</p> <p>7 入院して医療を受けるため本邦に相当期間滞在する者として「特定活動」の在留資格をもって在留する者 (告示25号) 又はその付添人として「特定活動」の在留資格をもって在留する者 (告示26号)</p> <p>入院して医療を受けるため本邦に相当期間滞在する者又はその付添人から申請があった場合は、原則として許可しない。</p> <p>(注) [Redacted]</p> <p>① [Redacted]</p> <p>② [Redacted]</p>	<p><b>第10編 在留審査</b></p> <p><b>第2章 資格外活動の許可</b></p> <p><b>第2節 審査</b></p> <p><b>第1 一般原則 (省略)</b></p> <p><b>第2 特則</b></p> <p>次に該当する者の申請については、それぞれに定めるところによる。</p> <p>1～6 (省略)</p> <p>7 (新設)</p> <p>(注) [Redacted]</p> <p>① [Redacted]</p> <p>② [Redacted]</p>

[REDACTED]

a [REDACTED]

[REDACTED]

b [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

a [REDACTED]

[REDACTED]

b [REDACTED]

[REDACTED]

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>第10編 在留審査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 在留資格の変更・在留期間の更新</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 許可要件</b></p> <p><b>第1 一般原則（省略）</b></p> <p><b>第2 在留資格の変更に係る特則</b>        在留資格の変更は、第1に適合しているほか、現に有している在留資格又は在留目的及び変更後の在留資格又は在留目的に於じて、次の1及び2に適合している場合にのみ許可する。</p> <p>1 現に有している在留資格又は在留目的による要件        (1)「短期滞在」の在留資格をもって在留する者からの変更</p> <p>(注) [Redacted]</p> <p>① [Redacted]</p> <p>② [Redacted]</p> <p>③ [Redacted]</p>	<p style="text-align: center;"><b>第10編 在留審査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 在留資格の変更・在留期間の更新</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 許可要件</b></p> <p><b>第1 一般原則（省略）</b></p> <p><b>第2 在留資格の変更に係る特則</b>        在留資格の変更は、第1に適合しているほか、現に有している在留資格又は在留目的及び変更後の在留資格又は在留目的に於じて、次の1及び2に適合している場合にのみ許可する。</p> <p>1 現に有している在留資格又は在留目的による要件        (1)「短期滞在」の在留資格をもって在留する者からの変更</p> <p>(注) [Redacted]</p> <p>① [Redacted]</p> <p>② [Redacted]</p> <p>③ [Redacted]</p>

④ [Redacted]  
⑤ [Redacted]  
⑥ [Redacted]

(2) 「研修」の在留資格をもって在留する者からの変更  
技能実習への移行又は身分関係の成立を理由とする場  
合であること。

(3) 「技能実習」の在留資格をもって在留する者からの変  
更  
身分関係の成立を理由とする場合であること。

(4) 入院して医療を受けるため本邦に相当期間滞在する者  
及びその付添人として「特定活動」の在留資格を有する者  
からの変更については、原則として許可しない。

(5) [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

2 (省略)

④ [Redacted]  
⑤ [Redacted]  
⑥ [Redacted]

(2) 「研修」の在留資格をもって在留する者からの変更  
技能実習への移行又は身分関係の成立を理由とする場  
合であること。

(3) 「技能実習」の在留資格をもって在留する者からの変  
更  
身分関係の成立を理由とする場合であること。

(4) (新設)

(注) [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

2 (省略)

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第12編 在留資格</p> <p>第2章 在留資格別該当範囲等</p> <p>第26節 特定活動</p> <p>第1～第2 (省略)</p> <p>第3 告示された指定活動 (指定活動二に係る告示 (平成2年法務省告示第131号) 1号から15号及び25号から26号に定められた活動)</p> <p>1～13 (省略)</p> <p>14 入院して医療を受けるため本邦に相当期間滞在する者 (告示25号)</p> <p>(1) 本邦に相当期間滞在中、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動及び当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続して医療を受ける活動</p> <p>(注1) 「相当期間」とは、90日以上であることを要する。</p> <p>(注2) 対象となる活動は、入院して医療を受ける活動であるので、単にホテル等に滞在して療養する者については本号の対象とならない。</p> <p>(注3) 「疾病又は傷害について医療を受ける活動」には出産も含まれる。</p>	<p>第12編 在留資格</p> <p>第2章 在留資格別該当範囲等</p> <p>第26節 特定活動</p> <p>第1～第2 (省略)</p> <p>第3 告示された指定活動 (指定活動二に係る告示 (平成2年法務省告示第131号) 1号から15号に定められた活動)</p> <p>1～13 (省略)</p> <p>14～15 (新設)</p>

(注4)「継続して医療を受ける活動」とは、入院前・入院中・退院後の一連の医療が連続的・継続的に行われることを意味し、医療に連続性・継続性があるか否かは、医師の診断書により個別に判断する。

(注5)入院前及び退院後に受ける医療は、入院の直接的な要因となった疾病又は傷害に由来するものに限る。

(2)立証資料

ア 在留資格の決定の場合

(ア) 本邦の医療機関が発行した受入れ証明書（別記様式第26号）

(イ) 指定された活動を行うことができることを説明する資料（受入れ先の医療機関に関する資料、治療予定表、入院前あるいは退院後の滞在先を明らかにする資料等）

(ウ) 本邦滞在に必要な一切の費用を支弁できることを説明する資料

(注) 費用支弁については、以下の資料等を求めることとする。

・ 医療機関への前払金、預託金等の支払済み証明書（領収書）

・ 民間医療保険の加入証書及び約款の写し（加入している医療保険等により、治療等に要する経費を支弁することが立証されるもの。）

・ 預金残高証明書

・ スポンサー、支援団体等による支払保証書

イ 在留期間の更新の場合

(ア) 医師が作成した当該外国人患者に係る診断書

(イ) 本邦の医療機関が発行した受入れ証明書（別記第26号様式）

(ウ) 指定された活動を行うことができることを説明する資料（受入れ先の医療機関に関する資料、治療予定表、入院前あるいは退院後の滞在先を明らかにする資料等）

(エ) 本邦滞在に必要な一切の費用を支弁できることを説明する資料（前述ア（ウ）の（注）に同じ。）

(3) 在留期間

ア 医師が作成した診断書により、予定される活動期間が6月以内とされている場合は「6月」。

イ 医師が作成した診断書により、予定される活動期間が6月以上であることが明らかであり、かつ申請人の在留状況等にかんがみ、6月に1度活動状況等を確認する必要があると認められるときは「1年」。

15 入院して医療を受けるため本邦に相当期間滞在する者の付添人（告示26号）

(1) 告示25号に掲げる活動を指定されて在留する者の日常生活上の世話をする活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

(注1) 「日常生活上の世話をする活動」とは、例えば入院中の身の回りの世話や、入院の前後における病院への送迎、付添いなどである。

(注2) 付添人は親族に限定されず、例えば外国人患者の友人も付添人となり得るが、当該患者が使用する言語により日常会話を行うことができないうなど、患者本人の縁故者でない蓋然性が高い者については、当該患者との関係を十分確認する必要がある。また、本邦において行われる活動（外国人患者の日常生活上の世話をする活動）の対価として給付を受ける場合は、報酬を受ける活動に該当する。

(注3) 付添人数については、その必要性について個別に判断する。

(2) 立証資料

ア 在留資格の決定の場合

(ア) 指定された活動を行うことができることを説明する資料（滞在日程、滞在場所、連絡先、患者との関係を明らかにする資料等）

(イ) 本邦滞中に必要な一切の経費を支弁できることを説明する資料

イ 在留期間の更新の場合

(ア) 指定された活動を行うことができることを説明する資料（滞在日程、滞在場所、連絡先、患者との関係を明らかにする資料等）

(イ) 本邦滞中に必要な一切の経費を支弁できることを説明する資料

(3) 在留期間

ア 予定される活動期間が6月以内の場合は「6月」。

イ 予定される活動期間が6月以上であり、かつ申請人の在留状況等にかんがみ、6月に1度活動状況等を確認する必要があると認められるときは「1年」。

(4) 指定する活動

平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件）第二十五号に掲げる活動を行う次の者の日常生活上の世話をする活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

国籍：  
氏名：  
生年月日：

第4 告示外指定活動（特定活動二に係る告示に定められていないが、過去に法務大臣が個々の外国人について特に指定することを認めた活動であって、今後も同様の活動に対し指定することが適当と認められるもの。先例）

1 (省略)

2

(1)

(注)

第4 告示外指定活動（特定活動二に係る告示に定められていないが、過去に法務大臣が個々の外国人について特に指定することを認めた活動であって、今後も同様の活動に対し指定することが適当と認められるもの。先例）

1 (省略)

2

(1)

了

[Redacted]

(2)

[Redacted]

(削除)

[Redacted]

1

[Redacted]

(2)

[Redacted]

(参考)

[Redacted]

3

(1)

[Redacted]

(2) [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
4 [Redacted] (省略)  
5 [Redacted] (省略)  
6 [Redacted] (省略)  
7 [Redacted] (省略)  
8 [Redacted] (省略)  
9 [Redacted] (省略)  
10 [Redacted]  
(1) [Redacted]  
[Redacted]  
(2) [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
11 [Redacted] (省略)  
12 [Redacted] (省略)

3 [Redacted] (省略)  
4 [Redacted] (省略)  
5 [Redacted] (省略)  
6 [Redacted] (省略)  
7 [Redacted] (省略)  
8 [Redacted] (省略)  
(削除)  
9 [Redacted] (省略)  
10 [Redacted] (省略)

<p><u>11</u> [Redacted] (省略)</p> <p><u>12</u> [Redacted] (省略)</p> <p>第5 (省略)</p> <p>第6 告示された指定活動 (特定活動二に係る告示 (平成2年法務省告示第131号) <u>16号から24号</u>に定められた活動) 及び告示外指定活動 (二国間の経済連携協定の適用を受ける看護師又は介護福祉士としての活動) (以下省略)</p>	<p><u>13</u> [Redacted] (省略)</p> <p><u>14</u> [Redacted] (省略)</p> <p>第5 (省略)</p> <p>第6 告示された指定活動 (特定活動二に係る告示 (平成2年法務省告示第131号) <u>第16号以降の各号</u>に定められた活動) 及び告示外指定活動 (二国間の経済連携協定の適用を受ける看護師又は介護福祉士としての活動) (以下省略)</p>
---	--

保 存 期 間 3 年  
事 務 連 絡  
平成22年12月17日

地方入国管理局  
地方入国管理局支局  
入国・在留審査担当首席審査官 殿

法務省入国管理局入国在留課  
補佐官 近江 愛子

入院目的で相当期間本邦に在留を予定する外国人患者等に係る入国・在留審査における留意点について

入院目的で相当期間本邦に在留を予定する外国人患者等に係る入国・在留審査については、本日（平成22年12月17日）付け法務省管第5645号により、入国・在留審査要領の一部改正につき通達されたところですが、その留意事項を下記のとおり連絡します。

なお、外務省においては、新たに査証区分として「医療滞在査証」を設け、明年1月中には在外公館で当該査証区分による査証の発給を開始する予定であります。当該査証区分においては、下記1及び2のとおり在留資格「特定活動」及び「短期滞在」が付与されることとなりますので、その取扱いについても申し添えます。

#### 記

1 本邦の医療機関に入院することを目的とし、かつ、相当期間の滞在が予定されている者及びその付添人（特定活動告示25号（外国人患者）及び同26号（付添人））について

(1) 所持する査証

医療滞在（6月、1年） (M) FOR MEDICAL STAY

1回限り

(注) 外務省は査証事務処理規則を改正し、査証区分「医療滞在」を新設予定である。当該査証は査証区分「医療滞在」、在留資格「特定活動」となる。

(2) 決定する在留資格

ア 特定活動告示25号（外国人患者）

① 在留資格及び在留期間

特定活動 6月又は1年

② 入国・在留目的コード

2757 医療滞在（患者・特定活動）

③ 指定する活動

「本邦に相当期間滞在して、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動及び当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続して医療を受ける活動」

イ 特定活動26号（付添人）

① 在留資格及び在留期間

特定活動 6月又は1年

② 入国・在留目的コード

2758 医療滞在（同伴者・特定活動）

③ 指定する活動

「平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件）第二十五号に掲げる活動を行う次の者の日常生活上の世話をする活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

国籍 ○○○○

氏名 ○○○○○○○○

生年月日 ○○○○○○○○

2 本邦の医療機関において医療を受けることを目的とし、滞在予定が90日を超えない者及びその付添人について

(1) 所持する査証

医療滞在（15日、30日、90日） (M) FOR MEDICAL STAY

必要に応じ数次

(注) 上記1(1)(注)のとおり、「医療滞在査証」が発給されるころ、90日以内の期間が決定されている者に対しては、当該査証は査証区分「医療滞在」、在留資格「短期滞在」となる。

(2) 決定する在留資格

ア 外国人患者

① 在留資格及び在留期間

短期滞在 15日、30日、90日

② 入国・在留目的コード

2217 医療滞在（患者）

イ 付添人

① 在留資格及び在留期間

短期滞在 15日、30日、90日

② 入国・在留目的コード

2218 医療滞在（同伴者）

### 3 入国・在留審査に係る申請書等

#### (1) 在留資格認定証明書交付申請

上記1に係る在留資格認定証明書交付申請においては、申請人等作成用1, 2 (U), 3 (U)の提出を求め、所属機関等作成用の申請書は提出を求めない。

なお、申請人等作成用1における「11 入国目的」及び申請人等作成用2 (U)における「21 活動内容」においては「その他」にチェックを行うよう申請人等に案内する。

#### (2) 在留期間更新許可申請

ア 上記1に係る在留期間更新許可申請においては、申請人等作成用1, 2 (U), 3 (U)の提出を求め、所属機関等作成用の申請書は提出を求めない。

なお、申請人等作成用2 (U)における「17 活動内容」においては「その他」にチェックを行うよう申請人等に案内する。

イ 上記2に係る在留期間更新許可申請においては、申請人等作成用1, 2 (H)の提出を求める。

なお、申請人等作成用2 (H)における「17 活動内容」においては「その他」にチェックを行い、括弧内に「医療滞在(患者)」又は「医療滞在(付添人)」と記載するよう申請人等に案内する。

#### (3) 患者と付添人の在留資格・在留期限との関係

上記1の在留資格「特定活動」において、付添人の在留資格・在留期間は必ずしも患者と同じである必要はなく、付添人の滞在期間が90日を超えない場合には、在留資格「短期滞在」を付与する。

#### 添付物

入院目的で長期間本邦に在留を予定する外国人患者に対する指定書	1部
入院目的で長期間本邦に在留を予定する外国人患者の付添人に対する指定書	1部

指 定 書  
DESIGNATION

氏名  
Name

国籍  
Nationality

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。  
According to the regulation stipulated in the low column of Annexed Table 1-5 of the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act, the above-mentioned person is permitted to engage in the activities designated as follows,

本邦に相当期間滞在して、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動及び当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続して医療を受ける活動

日 本 国 法 務 大 臣  
MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

指 定 書  
DESIGNATION

氏名  
Name

国籍  
Nationality

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。  
According to the regulation stipulated in the low column of Annexed Table 1-5 of the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act, the above-mentioned person is permitted to engage in the activities designated as follows,

本邦に相当期間滞在して、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動及び当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続して医療を受ける活動

日 本 国 法 務 大 臣  
MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

指 定 書  
DESIGNATION

氏名  
Name

国籍  
Nationality

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。  
According to the regulation stipulated in the low column of Annexed Table 1-5 of the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act, the above-mentioned person is permitted to engage in the activities designated as follows,

本邦に相当期間滞在して、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動及び当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続して医療を受ける活動

日 本 国 法 務 大 臣  
MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

指 定 書  
DESIGNATION

氏名  
Name

国籍  
Nationality

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。  
According to the regulation stipulated in the low column of Annexed Table 1-5 of the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act, the above-mentioned person is permitted to engage in the activities designated as follows,

本邦に相当期間滞在して、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動及び当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続して医療を受ける活動

日 本 国 法 務 大 臣  
MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

指 定 書  
DESIGNATION

氏名  
Name

国籍  
Nationality

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。  
According to the regulation stipulated in the low column of Annexed Table 1-5 of the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act, the above-mentioned person is permitted to engage in the activities designated as follows,

平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件）第二十五号に掲げる活動を行う次の者の日常生活上の世話をする活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）  
国 籍 ○○○○  
氏 名 ○○○○○○○○  
生年月日 ○○○○○○○○

日 本 国 法 務 大 臣  
MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

指 定 書  
DESIGNATION

氏名  
Name

国籍  
Nationality

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。  
According to the regulation stipulated in the low column of Annexed Table 1-5 of the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act, the above-mentioned person is permitted to engage in the activities designated as follows,

平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件）第二十五号に掲げる活動を行う次の者の日常生活上の世話をする活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）  
国 籍 ○○○○  
氏 名 ○○○○○○○○  
生年月日 ○○○○○○○○

日 本 国 法 務 大 臣  
MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

指 定 書  
DESIGNATION

氏名  
Name

国籍  
Nationality

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。  
According to the regulation stipulated in the low column of Annexed Table 1-5 of the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act, the above-mentioned person is permitted to engage in the activities designated as follows,

平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件）第二十五号に掲げる活動を行う次の者の日常生活上の世話をする活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）  
国 籍 ○○○○  
氏 名 ○○○○○○○○  
生年月日 ○○○○○○○○

日 本 国 法 務 大 臣  
MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

指 定 書  
DESIGNATION

氏名  
Name

国籍  
Nationality

出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき上記の者が本邦において行うことができる活動を次のとおり指定します。  
According to the regulation stipulated in the low column of Annexed Table 1-5 of the Immigration-Control and Refugee-Recognition Act, the above-mentioned person is permitted to engage in the activities designated as follows,

平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件）第二十五号に掲げる活動を行う次の者の日常生活上の世話をする活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）  
国 籍 ○○○○  
氏 名 ○○○○○○○○  
生年月日 ○○○○○○○○

日 本 国 法 務 大 臣  
MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

保存期間 10年

法務省管在第5645号

平成22年12月17日

地方入国管理局長 殿

地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局長 田内正宏

(公印省略)

「入国・在留審査要領」の一部改正について（通達）

平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」において、国際医療交流を促進するため、いわゆる「医療滞在ビザ」を設置し、査証・在留資格の取扱いを明確化して渡航回数、期限等を弾力化することとされました。これを受け、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件（平成2年法務省告示第131号）を改正し、本告示は平成23年1月1日から施行されることから、入国・在留審査要領第3分冊第9編、第10編、第12編の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、通達します。

おって、管下出張所長に対しては、貴職から通知願います。

別紙

入国・在留審査要領（新旧対照表）第9編、第10編、第12編（改正部分のみ）

各1部

本信写し送付先

入国者収容所長

改正後		改正前											
<b>第9編 入国事前審査</b>		<b>第9編 入国事前審査</b>											
<b>第2章 在留資格認定証明書事務</b>		<b>第2章 在留資格認定証明書事務</b>											
<b>第1節 申請の受理</b>		<b>第1節 申請の受理</b>											
<p><b>第1 受理庁</b></p> <p>在留資格認定証明書の交付申請の受理に関する事務は、次の場所を管轄又は分担する方局等及び出張所において行う。</p> <p>(注) 管轄又は分担区域外の申請であっても、申請人の住所を管轄する地方局等又は張所への交通が著しく不便である場合は、当該申請を受理することができる。</p> <p>1 管轄又は分担区域の基準となる場所</p> <p>(1) 本邦に上陸しようとする外国人（以下「申請本人」という。）が申請する場合 申請本人の住所地 (2) 代理人が申請する場合 次の表の「代理人」に対応する「場所」の項に掲げる所在地等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">在留資格</th> <th style="width: 30%;">代理人</th> <th style="width: 40%;">場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「外交」「公用」～「家族滞在」</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	在留資格	代理人	場所	「外交」「公用」～「家族滞在」	(省略)	(省略)	<p><b>第1 受理庁</b></p> <p>在留資格認定証明書の交付申請の受理に関する事務は、次の場所を管轄又は分担する方局等及び出張所において行う。</p> <p>(注) 管轄又は分担区域外の申請であっても、申請人の住所を管轄する地方局等又は張所への交通が著しく不便である場合は、当該申請を受理することができる。</p> <p>1 管轄又は分担区域の基準となる場所</p> <p>(1) 本邦に上陸しようとする外国人（以下「申請本人」という。）が申請する場合 申請本人の住所地 (2) 代理人が申請する場合 次の表の「代理人」に対応する「場所」の項に掲げる所在地等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">在留資格</th> <th style="width: 30%;">代理人</th> <th style="width: 40%;">場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「外交」「公用」～「家族滞在」</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	在留資格	代理人	場所	「外交」「公用」～「家族滞在」	(省略)	(省略)
在留資格	代理人	場所											
「外交」「公用」～「家族滞在」	(省略)	(省略)											
在留資格	代理人	場所											
「外交」「公用」～「家族滞在」	(省略)	(省略)											

「特定活動」	イ～ハ（省略）	①～③は当該機関の所在地，④は当該雇用者の住所地
	ニ ①在日大使館・公使館・領事館若しくは国際機関の職員，②申請本人と契約を締結している本邦の公私の機関の職員，③申請本人と契約を締結している機関の本邦にある事業所（事務所）の職員申請，又は④本人を雇用する者	①～③は当該機関の所在地，④は当該雇用者の住所地

(3) 取次申請の場合の管轄区域及び分担区域は、第2編「申請取次ぎ等」に定めるところによる。

「特定活動」	イ～ハ（省略）	①～③は当該機関の所在地，④は当該雇用者の住所地，⑤，⑦，⑨は当該病院若しくは診療所の所在地，⑥及び⑧は当該親族の住所地
	ニ ①在日大使館・公使館・領事館若しくは国際機関の職員，②申請本人と契約を締結している本邦の公私の機関の職員，③申請本人と契約を締結している機関の本邦にある事業所（事務所）の職員，④申請本人を雇用する者，⑤申請本人が入院する本邦の病院若しくは診療所の職員，⑥本邦に居住する申請本人の親族，⑦告示25号に該当する活動を行おうとする者が入院する本邦の病院若しくは診療所の職員，⑧本邦に居住する告示25号に該当する活動を行おうとする者の親族，又は⑨告示25号に該当する活動を行おうとする者	①～③は当該機関の所在地，④は当該雇用者の住所地，⑤，⑦，⑨は当該病院若しくは診療所の所在地，⑥及び⑧は当該親族の住所地

(3) 取次申請の場合の管轄区域及び分担区域は、第2編「申請取次ぎ等」に定めるところによる。

2 (省略)

第2 申請 (省略)

2 (省略)

第2 申請 (省略)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>第10編 在留審査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 申請の受理</b></p> <p><b>第1 受理庁（省略）</b></p> <p><b>第2 申請</b></p> <p>1 申請人の出頭</p> <p>申請は、2又は3に該当する場合を除き、申請人本人が 地方局等又は出張所に出頭して行う。</p> <p>2 代理申請（法定代理人によるものも含む。）</p> <p>代理申請のできる代理人は、次のとおりである。なお、 代理人によって申請が行われた場合は取次申請の場合 は、旅券上の証印等から申請人本人が本邦に在留中である ことを確認する。</p> <p>(1) 在留資格の変更、在留期間の更新、在留資格の取得（在 留資格の取得による永住許可の申請を含む。）、再入国の 許可申請若しくは永住許可の申請又は申請内容の変更申 出</p> <p>ア 当該外国人が16歳に満たない者又は精神上の障害 により事理を弁識する能力を欠く常況にある者若しく はその能力が著しく不十分な者である場合における当 該外国人の法定代理人。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第10編 在留審査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 申請の受理</b></p> <p><b>第1 受理庁（省略）</b></p> <p><b>第2 申請</b></p> <p>1 申請人の出頭</p> <p>申請は、2又は3に該当する場合を除き、申請人本人が 地方局等又は出張所に出頭して行う。</p> <p>2 代理申請（法定代理人によるものも含む。）</p> <p>代理申請のできる代理人は、次のとおりである。なお、 代理人によって申請が行われた場合は取次申請の場合 は、旅券上の証印等から申請人本人が本邦に在留中である ことを確認する。</p> <p>(1) 在留資格の変更、在留期間の更新、在留資格の取得（在 留資格の取得による永住許可の申請を含む。）、再入国の 許可申請若しくは永住許可の申請又は申請内容の変更申 出</p> <p>ア 当該外国人が16歳に満たない者又は精神上の障害 により事理を弁識する能力を欠く常況にある者若しく はその能力が著しく不十分な者である場合における当 該外国人の法定代理人。</p>

イ 当該外国人が疾病その他の事由により自ら出頭することができない場合は、当該外国人の親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方局長が適当と認めるもの。

(注) 在留資格「特定活動」について、告示 26 号に該

当する者は、「これに準ずる者」として告示 25 号に該当する者に代わって申請を行うことができる。

ウ 地方局長又は出張所の長は、申請を行う代理人がい  
ない場合で、外国人本人が、矯正施設等に収容されて  
いる、監護等を受けるため地方公共団体の施設に入所  
している等の理由により出頭できないときは、これら  
の施設の職員の出頭により申請を行うことを認めるこ  
とができる。

(2) 資格外活動の許可及び就労資格証明書の交付申請

上記(1)アの法定代理人のみ。

3 取次申請等(省略)

イ 当該外国人が疾病その他の事由により自ら出頭することができない場合は、当該外国人の親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方局長が適当と認めるもの。

ウ 地方局長又は出張所の長は、申請を行う代理人がい  
ない場合で、外国人本人が、矯正施設等に収容されて  
いる、監護等を受けるため地方公共団体の施設に入所  
している等の理由により出頭できないときは、これら  
の施設の職員の出頭により申請を行うことを認めるこ  
とができる。

(2) 資格外活動の許可及び就労資格証明書の交付申請

上記(1)アの法定代理人のみ。

3 取次申請等(省略)

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第10編 在留審査</p> <p>第2章 資格外活動の許可</p> <p>第2節 審査</p> <p>第1 一般原則 (省略)</p> <p>第2 特則</p> <p>次に該当する者の申請については、それぞれに定めるところによる。</p> <p>1～6 (省略)</p> <p>7 入院して医療を受けるため本邦に相当期間滞在する者として「特定活動」の在留資格をもって在留する者 (告示25号) 又はその付添人として「特定活動」の在留資格をもって在留する者 (告示26号)</p> <p>入院して医療を受けるため本邦に相当期間滞在する者又はその付添人から申請があった場合は、原則として許可しない。</p> <p>(注) [Redacted]</p> <p>① [Redacted]</p> <p>② [Redacted]</p>	<p>第10編 在留審査</p> <p>第2章 資格外活動の許可</p> <p>第2節 審査</p> <p>第1 一般原則 (省略)</p> <p>第2 特則</p> <p>次に該当する者の申請については、それぞれに定めるところによる。</p> <p>1～6 (省略)</p> <p>7 (新設)</p> <p>(注) [Redacted]</p> <p>① [Redacted]</p> <p>② [Redacted]</p>

[REDACTED]

a [REDACTED]  
[REDACTED]

b [REDACTED]  
[REDACTED]

[REDACTED]

a [REDACTED]  
[REDACTED]

b [REDACTED]  
[REDACTED]

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>第10編 在留審査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 在留資格の変更・在留期間の更新</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 許可要件</b></p> <p><b>第1 一般原則（省略）</b></p> <p><b>第2 在留資格の変更に係る特則</b>        在留資格の変更は、第1に適合しているほか、現に有している在留資格又は変更後の在留資格又は在留目的に応じて、次の1及び2に適合している場合にのみ許可する。</p> <p>1 現に有している在留資格又は在留目的による要件        (1)「短期滞在」の在留資格をもって在留する者からの変更</p> <p>(注) [Redacted]        [Redacted]        ① [Redacted]        [Redacted]        ② [Redacted]        [Redacted]        ③ [Redacted]</p>	<p style="text-align: center;"><b>第10編 在留審査</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 在留資格の変更・在留期間の更新</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 許可要件</b></p> <p><b>第1 一般原則（省略）</b></p> <p><b>第2 在留資格の変更に係る特則</b>        在留資格の変更は、第1に適合しているほか、現に有している在留資格又は変更後の在留資格又は在留目的に応じて、次の1及び2に適合している場合にのみ許可する。</p> <p>1 現に有している在留資格又は在留目的による要件        (1)「短期滞在」の在留資格をもって在留する者からの変更</p> <p>(注) [Redacted]        [Redacted]        ① [Redacted]        [Redacted]        ② [Redacted]        [Redacted]        ③ [Redacted]</p>

④ [Redacted]  
⑤ [Redacted]  
⑥ [Redacted]

(2) 「研修」の在留資格をもって在留する者からの変更  
技能実習への移行又は身分関係の成立を理由とする場  
合であること。

(3) 「技能実習」の在留資格をもって在留する者からの変  
更  
身分関係の成立を理由とする場合であること。

(4) (新設)

(注) [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

④ [Redacted]  
⑤ [Redacted]  
⑥ [Redacted]

(2) 「研修」の在留資格をもって在留する者からの変更  
技能実習への移行又は身分関係の成立を理由とする場  
合であること。

(3) 「技能実習」の在留資格をもって在留する者からの変  
更  
身分関係の成立を理由とする場合であること。

(4) 入院して医療を受けるため本邦に相当期間滞在する者  
及びその付添人として「特定活動」の在留資格を有する者  
からの変更については、原則として許可しない。

(5) [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1 2 編 在留資格</p> <p>第2 章 在留資格別該当範囲等</p> <p>第2 6 節 特定活動</p> <p>第1～第2 (省略)</p> <p>第3 告示された指定活動 (指定活動二に係る告示 (平成2年法務省告示第131号) 1号から15号及び25号から26号に定められた活動)</p> <p>1～13 (省略)</p> <p>14 入院して医療を受けるため本邦に相当期間滞在する者 (告示25号)</p> <p>(1) 本邦に相当期間滞在中、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動及び当該入院の前後に当該疾病又は傷害について継続して医療を受ける活動</p> <p>(注1) 「相当期間」とは、90日以上であることを要する。</p> <p>(注2) 対象となる活動は、入院して医療を受ける活動であるので、単にホテル等に滞在して療養する者については本号の対象とならない。</p> <p>(注3) 「疾病又は傷害について医療を受ける活動」には出産も含まれる。</p>	<p>第1 2 編 在留資格</p> <p>第2 章 在留資格別該当範囲等</p> <p>第2 6 節 特定活動</p> <p>第1～第2 (省略)</p> <p>第3 告示された指定活動 (指定活動二に係る告示 (平成2年法務省告示第131号) 1号から15号に定められた活動)</p> <p>1～13 (省略)</p> <p>14～15 (新設)</p>

(注4) 「継続して医療を受ける活動」とは、入院前・入院中・退院後の一連の医療が連続的・継続的に行われることを意味し、医療に連続性・継続性があるか否かは、医師の診断書により個別に判断する。

(注5) 入院前及び退院後に受ける医療は、入院の直接的な要因となった疾病又は傷害に由来するものに限る。

(2) 立証資料

ア 在留資格の決定の場合

(ア) 本邦の医療機関が発行した受入れ証明書(別記様式第26号)

(イ) 指定された活動を行うことができることを説明する資料(受入れ先の医療機関に関する資料、治療予定表、入院前あるいは退院後の滞在先を明らかにする資料等)

(ウ) 本邦滞在に必要な一切の費用を支弁できることを説明する資料

(注) 費用支弁については、以下の資料等を求めることとする。

・ 医療機関への前払金、預託金等の支払済み証明書(領収書)

・ 民間医療保険の加入証書及び約款の写し(加入している医療保険等により、治療等に要する経費を支弁することが立証されるもの。)

・ 預金残高証明書

・ スポンサー、支援団体等による支払保証書

イ 在留期間の更新の場合

(ア) 医師が作成した当該外国人患者に係る診断書

(イ) 本邦の医療機関が発行した受入れ証明書（別記第26号様式）

(ウ) 指定された活動を行うことができていることを説明する資料（受入れ先の医療機関に関する資料、治療予定表、入院前あるいは退院後の滞在先を明らかにする資料等）

(エ) 本邦滞在に必要な一切の費用を支弁できることを説明する資料（前述ア（ウ）の（注）に同じ。）

(3) 在留期間

ア 医師が作成した診断書により、予定される活動期間が6月以内とされている場合は「6月」。

イ 医師が作成した診断書により、予定される活動期間が6月以上であることが明らかであり、かつ申請人の在留状況等にかんがみ、6月に1度活動状況等を確認する必要があると認められるときは「1年」。

15 入院して医療を受けるため本邦に相当期間滞在する者の付添人（告示26号）

(1) 告示25号に掲げる活動を指定されて在留する者の日常生活上の世話をする活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

(注1) 「日常生活上の世話をする活動」とは、例えば入院中の身の回りの世話や、入院の前後における病院への送迎、付添いなどである。

(注2) 付添人は親族に限定されず、例えば外国人患者の

友人も付添人となり得るが、当該患者が使用する言語により日常生活を行うことができないうなど、患者本人の縁故者でない蓋然性が高い者については、当該患者との関係を十分確認する必要がある。また、本邦において行われる活動（外国人患者の日常生活上の世話をする活動）の対価として給付を受ける場合は、報酬を受ける活動に該当する。

(注3) 付添人数については、その必要性について個別に判断する。

(2) 立証資料

ア 在留資格の決定の場合

(ア) 指定された活動を行うことができることを説明する資料（滞在日程、滞在场所、連絡先、患者との関係を明らかにする資料等）

(イ) 本邦滞在に必要な一切の経費を支弁できることを説明する資料

イ 在留期間の更新の場合

(ア) 指定された活動を行うことができることを説明する資料（滞在日程、滞在场所、連絡先、患者との関係を明らかにする資料等）

(イ) 本邦滞在に必要な一切の経費を支弁できることを説明する資料

(3) 在留期間

ア 予定される活動期間が6月以内の場合は「6月」。

イ 予定される活動期間が6月以上であり、かつ申請人の在留状況等にかんがみ、6月に1度活動状況等を確認する必要があると認められるときは「1年」。

(4) 指定する活動

平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件）第二十五号に掲げる活動を行う次の者を日常生活上の世話をする活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）

国 籍：

氏 名：

生年月日：

第4 告示外指定活動（特定活動二に係る告示に定められていないが、過去に法務大臣が個々の外国人について特に指定することを認めた活動であって、今後も同様の活動に対し指定することが適当と認められるもの。先例）

1 (省略)

2

(1)

ア

(注)

第4 告示外指定活動（特定活動二に係る告示に定められていないが、過去に法務大臣が個々の外国人について特に指定することを認めた活動であって、今後も同様の活動に対し指定することが適当と認められるもの。先例）

1 (省略)

2

(1)

ア

[Redacted]

(2)

[Redacted]

(削除)

[Redacted]

1

[Redacted]

(2)

[Redacted]

(参考)

[Redacted]

3

(1)

[Redacted]



11 [redacted] (省略)

12 [redacted] (省略)

第5 (省略)

第6 告示された指定活動(特定活動二に係る告示(平成2年法務省告示第131号)16号から24号に定められた活動)及び告示外指定活動(二国間の経済連携協定の適用を受ける看護師又は介護福祉士としての活動)  
(以下省略)

13 [redacted] (省略)

14 [redacted] (省略)

第5 (省略)

第6 告示された指定活動(特定活動二に係る告示(平成2年法務省告示第131号)第16号以降の各号に定められた活動)及び告示外指定活動(二国間の経済連携協定の適用を受ける看護師又は介護福祉士としての活動)  
(以下省略)